平成２３年（フ）第５７０号
愛知県豊田市錦町２丁目31番地　錦町ハイツ１－３Ｇ号
債務者　日浦　栄蔵
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８２１号
名古屋市千種区東山元町６丁目６番　マンション明和301号、住民票上の住所名古屋市緑区乗鞍２丁目1201番地
債務者　奥村　浩章
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土方　周二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１０号
長崎県長崎市脇岬町3320番地６、旧住所長崎県長崎市新大工町５番１―1302号
債務者　小宮　　亮
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　最上　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
長崎県佐世保市松川町15番27号　杉山アパート３号
債務者　野見山　登
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５５号
函館市宇賀浦町20番６号
債務者　山田　健史
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
奈良県橿原市菖蒲町１丁目６番２号
債務者　山川ルリ子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
奈良県香芝市穴虫1465番地　コーポガーネットＡ―203号、前住所奈良県葛城市加守538番地４
債務者　堀田　　壮
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
奈良県大和高田市昭和町８番10―416号
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
奈良県磯城郡三宅町大字石見470番地の３
債務者　丸谷亜沙美（旧姓小東）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1696番地12
債務者　下地　大宣
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１１１号
三重県鳥羽市堅神町280番地３
債務者　大世古達也
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
三重県鳥羽市堅神町280番地３
債務者　大世古理枝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
三重県伊勢市中島１丁目８番９号
債務者　郷中　春喜
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２７８８号
名古屋市北区平手町２丁目90番地　平手ハイツ１Ｃ号
債務者　寺田　慎二
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９０号
兵庫県朝来市生野町真弓677番地、従前の住所兵庫県朝来市生野町口銀谷542番地２
債務者　谷川　正和
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５８号
広島県庄原市東本町１丁目17番66―102号、前住所広島市東区牛田新町３丁目43番３―301号
債務者　宗永　直美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６１号
広島県三次市十日市南４丁目13番14号
債務者　和田　浩恵
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所三次支部